三船乗組遭難者弔慰金

汽船貳番丸帆船順信丸布引丸の三艘は航海中去月十七日の暴風雨に遭ふて何れも船長始め乗組員殆んど死沒し僅に生存せるもの貳番丸に一名、順信丸に七名、布引丸に十名のみ其生存者と雖も傷痍疾病に惱ひもの甚だ多し實に海事上稀有の災難にして其慘狀は當時の時事新報に詳なり今度日本海員拔濟會に於ては太く遭難者の不幸を憐れみ死者の弔祭幷に遺族の救恤生存者の慰藉の爲め廣く世人の義金を募集するに就き本社に於ても此不幸の出來事を坐視するに忍びず世間慈愛者の爲め義金取集めの勞を取るべし日本海運業擴張の大切なる今日に當り世人が此業に倒れたるものを哀悼救恤するの深きは此道の奬勵に關する事寡からず世の慈善者諸君左の規定に從ひ義金を本社に送付あらんと切望に堪へず

義捐金申込規定　時事新報社

一義金は一口十錢以上とす
一募集したる義金は取纏めて日本海員拔濟會に送り同會に其處分を托す可し
一本社に達したる義捐金は翌日の紙上に其金額幷に義捐者の姓名を掲げ之を以て受取の證とす
一義金申込は本月二十日迄を限る

時事新報

往事鑒みる可し

德川の末世より維新前後に掛けて政治上に暗殺刺撃の惡習行はれて爲めに有爲の人物を失ひたるは今人の能く記臆する所なり蓋し亂世革命の時に人心其恒を失ひ法律習慣の制裁行はれずして慘毒不祥の事變多きは古今東西ともに其轍を同ふする所なれども去るにても我國にては古來擾亂を極めたる戰國の世に於てさへ暗殺の沙汰は甚だ稀なりしに維新の前後に限りて時に其流行を催ほしたるは何故なるか、自から由て來る所の仔細なかる可らず彼の櫻田事件の如きも幾分か少年血氣壹の心を煽動して惡風の原因を爲したるに相違なしと雖も我輩の所見を以てすれば其罪源は時の官民及有志家輩が相互に死士を使用して陰險秘密の運動をあしたるが爲めなりと云はざるを得ず當時幕府の紀綱振はずして其取締の頗る緩漫なるに乘じ所謂有志家なるもの は東西南北隱現出沒して同志を糾合し動もすれば殺伐不穩の擧動して其禍、不測に在らんとするを以て老朽動く能はざるの政府は尋常の手段を以て之に應ずること能はざるを知り淺墓にも政府が自から先に倣ふて不逞の壯士輩を驅り催ほし以て有志家の運動を制せんと企てしかば大を以て大を救ふの手段、忽ち其間に衝突を生じ暗殺刺撃の惡事は續々政治上に行はれ其際終に救ふ可らざるに至れり而して維新後ゝ至りても一度び其風を成したる惡弊はとかく止み難きものにして幾多の慘劇を演じたるのみならず彼の長州奇兵隊の變を始めとし佐賀の騒亂と云ひ西南の戰爭と云ひ其本を尋ぬれば何れも壯士を使用したるの結果にあらざるはなく維新の事終りたる後、壯士の始末に困却したるは當時の當局者が今に於て記臆する所なる可し近頃世間に亦壯士の[illegible]に壯士なるものは明治年間の特産にあらず[illegible]より遺傳したるものにて其來歴も久しけれ[illegible]分法も一朝夕の工風にて能くす可きにあらず[illegible]其意治上に於ける流弊は既に現然たるものの事[illegible]今の政治の局に當るものは往事に鑒て其弊を避くるの注意十分ならざる可らず然るに頃日來の有樣を見るに壯士の擧動すゝ程ならず或は集會の席に亂入して議事を妨げ或は人を途上に要して之を傷けんとするなど之を少年血氣の事として看過すれば怪しむに足らざるが如くなれども怪しむ可きは今の政治社會の人にして中には暗に此輩を使嗾して勢焰を張らんと試みゝ又は之を以て身邊の爪牙となし以て不慮に備ふるものもありと云ふ斯の如きは固より少數の人に過ぎざる事ならんと雖も今後萬一の爭ひ時として劇しきを極むるの場合に臨み若しも一方の一派に於て此輩を使用する事もあらんか他の一方に於ても勢、臨機の手段を以て之に應せざるを得ず、禍機一度び發するときは亦收拾す可らずして其極は如何なる慘狀を現出するやも圖る可らず我輩の寒心に堪へざる所なり幕末の弊害は官民ともに相互に死士を使用して殺伐を恣にしたるが爲めにして今日の有樣とは少しく事情を異にすれども民間の人々が互に壯士を使用するも其實は即ち同一にして社會に及ぼす所の結果に至りては彼是の相違あらざるのみならず今は往時の革命變亂の時代と違ひ文明太平の世に斯る殺伐の氣風を演出するときは政治社會は兎も角も忽ち社會一般の秩序を紊亂して其影響は容易あらず政治の局に當る者は機に臨み之を鎮壓して國家の爲めに日本社會の安寧を保つの工風專一なる可し然り而して其鎮壓の法は正々堂々文明政府の實力を以てして苟も罪を假さゞるに在るのみ今の政府は綱紀嚴肅にして假令へ在野の有志者中に壯士使嗾の沙汰あるも霞幕府の窮策に倣ふて之に反應するが如き拙を爲さゞるは